



須賀川市告示第125号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成24年10月5日

須賀川市長 橋本克也



| 編入する字名 | 左に編入される区域 | |
|----------|-----------|--|
| 館ヶ岡字向山 | 館ヶ岡字里ノ前 | 10、13、15 から 22 まで、24、425 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部 |
| 館ヶ岡字里ノ前 | 館ヶ岡字長者久保 | 171 の一部、196 の一部、214 の一部、216 の2 の一部、217 の一部、222 の一部、229 の2 の一部、 |
| 館ヶ岡字長者久保 | 館ヶ岡字里ノ前 | 147 の一部、183 から 185 までの各一部、189 の一部、190 の一部、204 の一部、205 の一部、210 の一部、211 の一部、228 の一部、230 の一部、232 の一部、234 の一部、236 の一部、238 の一部、241 の一部、307 の一部、309 の一部、351 の一部、352 の1、353 の一部、354 の一部、372 の一部、389 の一部、419 の一部、421 の一部、422 の一部、452 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに館ヶ岡字長者久保 192、214 に隣接する館ヶ岡字里ノ前の道路、水路である公有地の一部 |



須賀川市告示第126号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成24年10月5日

須賀川市長 橋本克也



| 編入する字名 | 左に編入される区域 | |
|--------|-----------|--|
| 栄町 | 台 | 12の12、12の14、12の15、12の18、12の22から12の25まで |
| | 中山 | 63の4、63の7、63の11から63の13まで、76の一部、77、78の1から78の4まで、79の1の一部、79の4の一部、80の1の一部、80の2の一部、81の1から81の4までの各一部、84の1の一部、84の2、84の3の一部、85の1から85の3まで、86の1、86の2、87の1、87の2、88から92まで、92の2、93、93の2、93の3、94の1、95、96の1、98、99の2から99の4まで、100の1から100の3まで、101の1、101の3、101の4、102 |
| | 塚田 | 16の1の一部、16の2の一部、17の一部、18の1から18の3までの各一部、18の7の一部、18の8の一部、20の一部、20の2、20の3、21の一部、22の一部、23の1の一部、24の一部、25の一部、26の1の一部、26の2の一部、27 |

| | | |
|-----|-----|--|
| | | の一部、28の1の一部、31の一部、32の一部、34の一部、35の一部、36の1の一部、36の2の一部、45から48までの各一部、49の1の一部、49の2、50、51の一部、52の一部 |
| 塚田 | 中山 | 76の一部、79の1の一部、79の4の一部、80の1の一部、80の2の一部、81の1から81の4までの各一部、82の1、82の2、83、84の1の一部、84の3の一部 |
| | 中宿 | 3の1の一部、10の2の一部、10の3の一部、11、11の2、12の一部、13の一部、13の2、14の1の一部、14の3の一部、15の一部、16の一部、21、22、22の2、23の一部、24の2の一部、26の2の一部、26の3の一部、27の一部、28の一部、30の2の一部、30の4の一部、43から46までの各一部、52の一部、53の2の一部、54から56までの各一部、65の一部、66の1の一部、70の3の一部、71の6の一部、71の10の一部、73の3の一部、112の4の一部 |
| 上人坦 | 中山 | 63の14、76の一部 |
| | 塚田 | 9の一部、11の一部、12の一部、20の一部 |
| | 中宿 | 3の6の一部、3の7の一部、4の一部、10の一部、10の3の一部 |
| | 下宿前 | 1の2の一部、1の3、1の5の一部、3の2の一部、111の3の一部、111の5の一部 |
| | 岩瀬森 | 1、2の1、2の3、3、4の1、4の2、5の1から5の3まで、6の2から6の4まで |
| 中宿 | 塚田 | 1の1の一部、26の1から26の3までの各一部、39の2の一部、39の3の一部、48の一部、60の一部、60の2 |

| | | |
|-----|-----|---|
| | 上人垣 | 1の6の一部、1の12の一部、93の1、93の3の一部、93の4、93の5、94から96までの各一部、98の1の一部、98の2、98の3の一部、99の一部、101の一部、103の1の一部、103の2、104の1、104の2の一部、104の3の一部、104の4から104の7まで、109、110、111の1、111の2の一部、111の3の一部、112の一部、116の1の一部、119の一部、120の一部、121の1、121の2、122、123、123の2、123の3の一部 |
| | 柳山 | 2の1、3の1、4の1、5の1、7の1、8の1、9の1、10の1、15の1、49の4、49の5、90の2、90の3、91の2、92の2、93の1、93の3、187の2 |
| | 崩免 | 1の3、1の5から1の7まで、2の2、3の2、3の3、4の2、20の1から20の3まで、22の1、22の2、23、25、26の1、26の2、26の4、27、27の2、27の3、28、29の1から29の7まで、30の1、30の3、31から33まで、51の5 |
| 下宿前 | 上人垣 | 18の3の一部、94から96までの各一部、97、98の1の一部、98の3の一部、104の2の一部、104の3の一部、111の3の一部 |